

令和5年1月30日

## 大牟田市における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年1月27日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が一部変更され、同日付事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」により、イベント開催時の収容人数制限を緩和する取扱い等が示されました。

福岡県においても開催時の要請内容が変更され、収容定員がある「大声あり」のイベントについて、感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策の実施を前提に、収容率上限を50%とする制限を廃止し、100%とするなどの取扱いが決定されました。また、収容定員がない「大声あり」のイベントについては、「人と人との距離を1m確保すること」から、「大声なし」と同様の「人と人とは触れ合わない程度の間隔を確保すること」に要請内容が変更されています。なお、イベントにおける適切なマスクの着用などの基本的感染防止対策や「感染防止安全計画」の事前提出及び「チェックリスト」の作成は継続されております。

これを受け、本市におきましても、新型コロナウイルス感染症への対応については、引き続き、市民の皆様には基本的な感染対策の徹底をお願いするとともに、市主催・共催のイベントの取扱い等については、以下のとおりといたします

### 1. 市主催・共催等のイベント・行事・事業等について【変更】

実施にあたっては、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避や適切なマスクの着用等をはじめとする基本的な感染防止対策を徹底するほか、以下のとおり実施します。

#### ① 収容定員が設定されている場合

人数の上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%

#### ② 収容定員が設定されていない場合

イベントの開催については、人と人とは触れ合わない程度の間隔を確保すること

※) いずれの場合も「イベント開催時のチェックリスト」を用いて、必要となる感染防止策への対応状況をホームページ等で公表します。

【期間】 当面の間

## 2. 学校の対応について【継続】

新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、中学校部活動の朝練習を引き続き中止します。

【期間】 当面の間

## 3. 公共施設キャンセル料の取扱い【継続】

これまで同様すべての施設について、新型コロナウイルス感染防止を理由とした使用中止の申出の場合、キャンセル料は徴収しません。

【期間】 当面の間

## 4. 感染防止対策の呼びかけ【継続】

「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避、「適切なマスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」に加え、「換気の徹底」等の基本的な感染防止策について市民や事業者へ呼びかけを行います。

### **参考**

換気の徹底について

○冬場は、自宅をはじめ事業所や飲食店等において暖房・エアコン等の使用で窓を閉めることが多くなるため、定期的に窓を開けるなど、換気を徹底すること